

本市地球温暖化対策の見直し検討について

**(1) 第1回地球温暖化対策推進委員会
(令和6年9月24日開催) の振り返り**

本市の地球温暖化対策計画〈2021-2030〉では、社会情勢の変化などを含めて**5年を目途に見直しを検討**することとしている。
(令和7年度中)

＜留意点：次期京都市環境基本計画の策定＞

- 本計画の上位計画である「環境基本計画」についても、令和7年度中の次期計画策定が予定されている。検討に際しては個別計画である「地球温暖化対策計画」、「生物多様性プラン」、「京・資源めぐるプラン(循環型社会基本計画)」の中間見直しとも協調して行われる。
- 環境基本計画は来年度の秋頃をめどに環境審議会から答申（本推進委員会及び生物多様性保全検討部会で検討した個別計画の中間見直しの結果も含む。）を受ける予定であり、その後パブリックコメントを経て策定される。

① 現行目標（2030年度46%減）達成に向けた取組強化

② 国内外の動向を踏まえた、削減目標の在り方の検討

※ 現行計画の基本方針をベースに①、②について検討

■ 2050年の京都が目指す社会像

自然との共生の中で育んできた生活文化や知恵、新たな技術を融合し、脱炭素が、生活の質の向上、持続的な経済発展と共に実現されている「将来世代が夢を描ける豊かな京都」

■ 取組の基本的な考え方

① 今後の地球温暖化対策の基本的な考え方

オール京都、対策を通じた豊かな京都の実現、対策の進化、国内外との連携強化

② 実現に向けた進め方

4分野の転換を図る施策展開、行動につながる情報発信・共有
長期的な視点に立ったイノベーション促進や担い手育成取組、仕組みづくり
SDGs達成やレジリエンス強化等の考え方に立った取組推進

■ 各主体の役割

各主体が協働してオール京都で取組を進める。

（市民、観光旅行者・通勤通学者、事業者、エネルギー供給事業者、地域団体・保全団体、大学・研究機関、本市）

近年、削減量が縮小傾向にあり、現行目標である2030年度46%削減の達成に向け、現行施策を着実に推進するとともに、脱炭素先行地域での知見等もいかしながら、取組強化に向けた検討を進めていくことが必要

<取組強化の検討例>

- **建築物の脱炭素化の推進**

(再エネ設備の導入促進、省エネ性能の高い建築物の普及促進 など)

- **脱炭素ライフスタイルへの転換促進**

(高効率な家電の導入促進、自分ごととしての省エネ行動を促進する啓発手法の導入 など)

- **事業者における脱炭素化の推進**

(自立的な対策の導入促進、報告書に対するフィードバック内容の充実 など)

- **次世代自動車の普及拡大**

(EV充電設備の拡充、V2Hなどの蓄電機能の活用促進 など)

- **グリーンファイナンスの推進**

(ESG金融の普及拡大、事業者によるTCFD等の情報開示の促進 など)

現行目標の達成に向け取組の強化等を図るとともに、本市の目標の在り方等についても、国の動向も踏まえつつ、同様の削減目標値を掲げる京都府とも連携しながら検討を進めていくことが必要

<削減目標（2024年8月末時点）>

本市	2030年度：2013年度比 46% 削減 2050年：二酸化炭素排出量実質ゼロ
日本	2030年度：2013年度比 46% 削減 2050年：温室効果ガス排出量実質ゼロ
他政令 指定都市	2030年度：2013年比 40~60% 削減 2050年：温室効果ガス（二酸化炭素）排出量実質ゼロ
(参考) IPCC AR6	2030年：2019年比43%削減 2035年：2019年比60%削減

前回の委員会における主な御意見①

<全般>

- ・ 各取組の目標への寄与率を明確化したうえで、取組を精査していく必要がある。
- ・ 人員・財源に限りもある中、今後、効果的な施策の見極めなど、どの施策に注力するか等を検討することも重要。
- ・ 自然を基盤とした解決策（NbS）など総合的な観点から取組を進める必要がある。
- ・ 脱炭素・生物多様性・循環社会を三位一体での取組の観点から、トレードオフやソーラーシェアリング等も意識していく必要がある。
- ・ 「大学のまち京都」や「観光のまち京都」といった、京都の特徴を踏まえた視点も重要。
- ・ より市民や若者を巻き込んで、対策を進めていくことが重要。
- ・ 計画の2030年目標の次の段階として、2035年を据えることが必要である。国の計画検討状況も踏まえ、有効な施策を早期に打ち出し、中長期的な視点から対策を進めていく必要がある。
- ・ 46%削減は大きな目標だが、グローバルな目線でより進んだ目標設定が必要ではないか。
- ・ 個別の施策は進んでいるが、対策の全体像が複雑で見えづらくなっており、対市民へはシンプルな図式で説明していくことが効果的ではないか。

前回の委員会における主な御意見②

<各分野に関するもの>

- 企業が環境対策に取り組むことで、社会からの評価獲得やコストダウン、新規事業につながるなど、自分たちの成長につながることを前面に押し出すべき。
- 中小企業や小規模事業者など産業の裾野まで環境対策を広めていくことが必要。
- 会社の規模が小さいほど、具体的な対策につなげるハードルが高く、ノウハウ不足、資金不足、人手不足の3つの不足が挙げられ、これらを補う施策が重要。
- 気候変動に関するリスクや機会等の財務情報の開示を求めるTCFD等の動きは重要であり、企業の上流や下流も含めた一歩進んだ「見える化」の取組となる。
- TCFDとTNFDと一緒に取り組むよう、事業者推奨などが考えられる。
- 行政が率先してLED化や太陽光発電設備の設置を進め、民間事業者にも取組を波及させてほしい。
- 家庭部門での削減が進んでおらず、一般市民の温暖化への認識が高まっている一方で対策への「慣れ」が生じているのではと感じる。
- 建築物について、建築時はZEHレベルでも、実際に住んでいる状態での省エネ効果は定かではないので、大学等と連携して検証してみてもどうか。
- 吸収源対策としての農業分野の取組が不十分な印象があり、今後更なる取組が必要。カーボンシンクの取組など、農業部局とも連携して取組を検討すべき。

(2) 国の動向

地球温暖化対策に関する国の動向

■ 地球温暖化対策計画

- 令和6年6月、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合で検討開始。同年6年12月に素案発表（パブコメ実施済み）。
- 削減目標
2030年度▲46%（現行どおり）、2035年度▲60%、2040年度▲73%

■ 第7次エネルギー基本計画

- 令和6年5月に、総合資源エネルギー調査会の基本政策分科会で検討開始。同年6年12月に素案発表（パブコメ実施済み）。
- 2040年度の電源構成 再エネ4～5割程度、原子力2割程度、火力3～4割程度
(2030年度（既目標） 再エネ36～38%、原子力20～22%、火力41%)

地球温暖化対策に関する国の動向（続き）

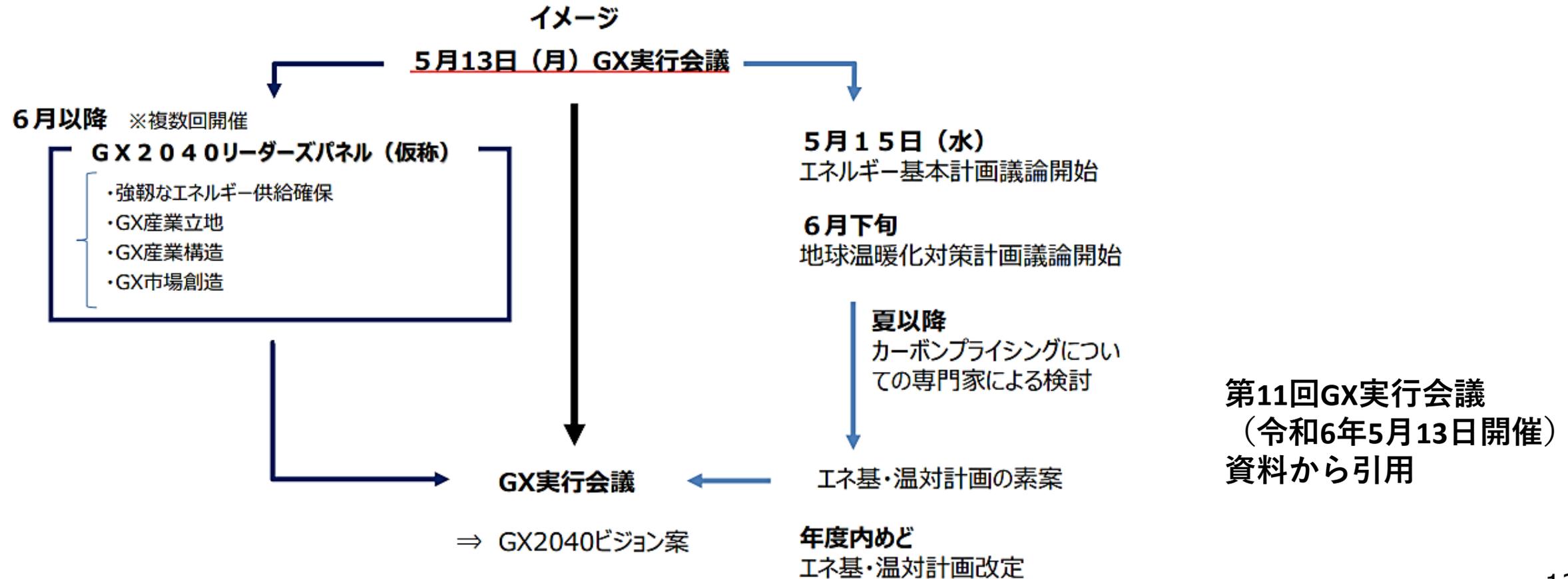
■ GX2040ビジョン

- 令和6年5月に、GX実行会議で検討開始。同年12月に素案発表（パブコメ実施済み）。
- GX推進法に基づく脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）を改定するもので、出来る限り事業環境の予見性を高め、日本の成長に不可欠な付加価値の高い産業プロセスの維持・強化につながる国内投資を後押しするため、産業構造、産業立地、エネルギーを総合的に検討し、より長期的視点に立ったものとして策定。
- 「エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画の前提となる2040年頃の目指すべきGX産業構造、GX産業立地の絵姿」や「カーボンプライシングの具体策などGX市場創造に向けた取組」等が盛り込まれる。

(参考)GX2040ビジョンとエネ基・温対計画の関係性

今後の進め方（案）

- 今後、これらの論点について、6月以降『GX2040リーダーズパネル（仮称）』を開催し、有識者から見解を聴取。それを踏まえてGX2040ビジョンにつなげる。
- こうした議論も踏まえ、エネルギー基本計画・地球温暖化対策計画の見直しや、カーボンプライシングの制度設計につなげていく。



(参考)温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策(案)

次期NDC達成に向け地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

- 次期NDC 達成に向け、**エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的**に、主に次の対策・施策を実施。
- 対策・施策については、**フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直し**を図る。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、**水素・アンモニア、CCUS**等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じた**CO₂排出削減**、**物流**分野の省エネ、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・暮らし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《横断的取組》

- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済(サーキュラーエコノミー)**への移行
→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、**廃棄物処理×CCU**の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル**促進等
- **森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

第52回地球温暖化対策
推進本部
(令和6年12月27日開催)
資料から引用

(3) 地球温暖化対策評価研究会 (WG) における検討状況等

地球温暖化対策評価研究会（WG）における検討状況等

<役割等>

温室効果ガス排出量の更なる削減を図るため、特に深掘りが必要なテーマについて、取組の強化等に向け、集中的な議論を行う（非公開）。

<委員構成>

	氏名	所属	専門等
座長	島田 幸司	立命館大学経済学部経済学科 教授	環境経済
	伊庭 千恵美	京都大学大学院工学研究科 准教授	建築
	白木 裕斗	名古屋大学大学院環境学研究科 准教授	エネルギーシステム学
	豊田 陽介	特定非営利活動法人気候ネットワーク 上席研究員	気候変動対策

<開催状況・テーマ>

温室効果ガス排出量の今後の見通しや、本市から「エネルギー」「ライフスタイル」「ビジネス」「モビリティ」の分野における今後取組を強化していく施策の方向性を示したうえで、専門的知見から意見を聴取し議論。

	月日	施策検討テーマ
第1回	令和6年 10月10日（木）	検討すべき取組（案）について（全般的な検討）
第2回	令和6年 11月15日（金）	再エネ（建築物・その他再エネ）及び省エネ（建築物）における論点・検討事項について
第3回	令和6年 12月25日（水）	ビジネス・モビリティ・ライフスタイル分野における論点・検討事項について

**(4) 現行目標（2030年度46%減）
達成に向けた取組強化**

取組の強化・拡充に向けた検討状況

これまでの主な取組



新たな取組の方向性

☆ 充実強化項目
★ 新たな視点での取組

	ハード面	ソフト面
業務・産業	<p><建築物></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定建築物 (2,000㎡以上) 【義務】 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物排出量削減計画書 ・再エネ設備の設置 ・建築物環境配慮性能 (CASBEE京都) ・地域産木材の利用 ○準特定建築物 (300㎡~2,000㎡) 【義務】 <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ設備の設置 ○建築士【義務】 <ul style="list-style-type: none"> ・建築主への再エネ設備に係る説明 ○特定緑化建築物【義務】 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地等の緑化、緑化計画書の作成 ○再エネ設備設置等補助制度 <ul style="list-style-type: none"> ・上乗せ設置促進補助金(太陽光パネルと蓄電池) ・京都0円ソーラー ○商店街の脱炭素転換 <p><中小企業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○高効率機器導入促進事業補助金 ○無料の省エネ診断 ○ZEB化可能性調査 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ○バイオマス・小水力など地域資源の活用推進 ○市役所庁舎の脱炭素化 (率先実行) 	<p><建築物></p> <ul style="list-style-type: none"> ○京都市再エネ電気プラットフォームによる情報発信 <p><特定事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定事業者制度【義務】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者排出量削減計画、報告書 ・EMS導入、一定割合のエコカー導入 ・優良事業者の表彰 <p><準特定事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○準特定事業者制度【義務】 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費量等報告書 ・報告結果のフィードバック <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者向けセミナー ○ベンチャー・スタートアップ企業の支援 ○EMS (K E S) 認証促進 ○グリーンファイナンス

	ハード面	ソフト面
業務・産業	<p><特定事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆特定事業者制度を活用した取組促進 <ul style="list-style-type: none"> ・意欲的な企業の取組努力を更に評価できる制度設計 <p><準特定事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆準特定事業者制度を活用した取組促進 <ul style="list-style-type: none"> ・フィードバック、サポートの強化等 <p><建築物></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆再エネ設備設置の更なる促進 ★建築物省エネ法の適合義務の対象拡大に合わせた誘導策の推進 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆次世代技術の活用検討 (ペロブスカイト等) 	<p><特定事業者></p> <p><準特定事業者></p> <p>☆脱炭素経営の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コベネフィット等の発信、コンサル的支援の充実 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆グリーンファイナンスの充実

取組の強化・拡充に向けた検討状況

これまでの主な取組



新たな取組の方向性

- ☆ 充実強化項目
- ★ 新たな視点での取組

	ハード面	ソフト面
家庭	<p><建築物></p> <p>○特定建築物 (2,000㎡以上) 【義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物排出量削減計画書 ・再エネ設備の設置 ・建築物環境配慮性能 (CASBEE京都) ・地域産木材の利用 <p>○準特定建築物 (300㎡~2,000㎡) 【義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ設備の設置 <p>○建築士【義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築主への再エネ設備に係る説明 <p>○特定緑化建築物【義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地等の緑化、緑化計画書の作成 <p>○再エネ設備設置等補助制度等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都再エネクラブ(太陽光パネルと蓄電池) ・上乗せ設置促進補助金(太陽光パネルと蓄電池) ・京都0円ソーラー ・太陽光発電設備等グループ購入事業 <p>○再エネ電力グループ購入事業</p> <p>○既存住宅の断熱改修等補助事業</p> <p>○ZEH住宅街区の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伏工跡地、三宅市営住宅跡地 <p><設備></p> <p>○特定排出機器販売者【義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定排出機器販売時の環境性能表示及び説明 	<p><建築物></p> <p>○京都市再エネ電気プラットフォームによる情報発信</p> <p>○京都市省エネ住宅めぐり</p> <p><脱炭素ライフスタイルへの転換></p> <p>○京創ミーティング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済衣服の回収&循環プロジェクト「RELEASE⇄CATCH」「循環フェス」 ・つながりを感じられる住まいづくり(京都の冬は寒くないプロジェクト) ・環境負荷の見える化プロジェクト「デカボスコア」 <p>○市民ワークショップ</p> <p>○「2050MAGAZINE」による情報発信</p> <p>○エコ学区</p> <p>○ライフステージに応じた環境学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコチャレ、環境副読本、環境学習施設など <p>○「DO YOU KYOTO?」推進</p> <p>○イクレイ等の国際的なネットワークとの連携</p> <p>○DO YOU KYOTO? クレジット(カーボン・オフセット)</p> <p>○サステナブル・ツーリズムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素修学旅行 など <p>○「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)」(国事業)</p>

ハード面	ソフト面
<p><建築物></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆再エネ設備設置の更なる促進 ☆既存住宅の省エネ化の更なる促進 ★建築物省エネ法の適合義務の対象拡大に合わせた誘導策の推進 <p><設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ★賃貸住宅における省エネ促進 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆次世代技術の活用検討(ペロブスカイト等) 	<p><建築物></p> <ul style="list-style-type: none"> ★再エネ・省エネに係る相談対応の強化 ★省エネ部位ラベルの表示促進 <p><脱炭素ライフスタイルへの転換></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆市民や学生、若者等を巻き込んだ、市民参加型施策の充実 ☆大学や観光など京都の特性をいかした取組充実 ★環境問題への関心を高める探究学習の推進

取組の強化・拡充に向けた検討状況

これまでの主な取組



新たな取組の方向性

☆ 充実強化項目
★ 新たな視点での取組

	ハード面	ソフト面
運輸	<p><次世代自動車の普及拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定事業者制度(一定割合のエコカー導入)【義務】 ○運送業者向け脱炭素化モデル支援事業 <p><EV充電設備設置拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存マンション等への導入モデル創出 ○京都再エネクラブ (V2H補助) ○民間と連携したニーズ把握等の実証実験 ○市有施設等への公共用充電設備の設置 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ○サステナブル・ツーリズムの推進 ・タクシーのEV化、駅舎の脱炭素化 	<p><次世代自動車の普及拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動車販売店【義務】 ・自動車環境情報の説明、販売実績報告 ○イベント等での啓発 <p><EV充電設備設置拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ○充電インフラ整備の取組方針の作成 ○EV導入ガイドの作成 <p><自動車分担率の引下げ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通利用、シェアリングの促進 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ○エコドライブの推進 ・推進事業所の登録、教習所での研修 など ○災害時におけるFCV及びEVの活用
	<p><吸収源対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定建築物(地域産木材利用)【義務】 ○特定緑化建築物(敷地等の緑化)【義務】 ○道路、公園、農地、河川などの緑地保全 ○地産地消型木質バイオマス活用促進事業 <p><適応策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○京都気候変動適応センターの運営 ○防災・減災対策 	<p><吸収源対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林の適切な保全、担い手育成 ○エコツーリズムの推進 <p><適応策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○熱中症予防啓発 <p>その他(エネルギー分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バイオマス・小推力など地域資源の活用促進 ・BDF、ごみ発電、下水汚泥の燃料化 など ○メガソーラー(水垂など) ○京都広域再エネグリッド協議会

ハード面	ソフト面
<p><次世代自動車の普及拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆特定事業者制度を活用した取組促進 ・意欲的な企業の取組努力を更に評価できる制度設計 <p>☆次世代自動車の更なる普及促進</p> <p><EV充電設備設置拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆充電設備の更なる設置促進 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆公共交通の脱炭素化の推進 	<p><次世代自動車の普及拡大></p> <p><EV充電設備設置拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ★充電設備整備マニュアルの作成
<p>庁内関係所属等とも連携し、引き続き検討</p>	

⇒次ページ以降で、新たな取組の方向性のうち、主なものについて記載

取組の強化・拡充に向けた検討状況

■ 建築物に係る再エネ設備設置の促進

- ・ 10kW未満(主に住宅用) の太陽光発電の導入は比較的順調に推移しているが、10kW以上(主に非住宅) の太陽光発電の導入はあまり増加していない (FIT認定情報から)。
- ⇒再エネ設備の最大限設置に向けた取組を検討中。

<参考>

○太陽光発電設備設置の現行計画における進捗状況 (FIT認定情報から)

		2018(基準年度)	2019	2020	2021	2022	2023	2030目標	
太陽光発電導入量	MW	136	140	144	149	153	158	250	+114
10kW未満(主に住宅用)	MW	58	60	64	68	72	77	111	+54
	設置戸数	戸	15,006	15,757	16,477	17,277	18,204	19,380	+15,000
10kW以上(主に非住宅)	MW	78	80	80	81	81	81	138	+60

○建築物 (延床300㎡以上) における再エネ設備設置義務の概要

	特定建築物	準特定建築物
対象	延床2,000㎡以上の新增築	延床300㎡以上2,000㎡未満の新增築
義務量	従量6万～45万MJ (床面積1㎡あたり30MJ)	定量3万MJ
対象設備	太陽光、太陽熱、バイオマス、風力等	
届出提出時期	工事着工の21日前まで	工事完了後速やかに
備考	令和4年度から「一律3万MJ」から義務量を引上げ	令和4年度から

取組の強化・拡充に向けた検討状況

■ 建築物に係る再エネ設備設置の促進 <続き>

<参考>

○ 建築士に対する再エネ設備設置に係る建築主への説明義務の概要

- ・ 延床10㎡以上の新增築の建築物に関し、再生可能エネルギー利用設備の設置に関する説明書を建築主に交付して説明。
- ・ 説明履行確認書類は、当該建築物の工事完了日から3年間保管。
- ・ 令和3年度から施行。

○ 上乗せ設置促進補助金

延床300㎡以上の建築物（特定建築物及び準特定建築物）の新築又は増築時に、条例に定める基準（前ページ参照）を超えて太陽光発電設備を設置する場合

【補助内容】

- ・ 太陽光パネル：5万円/kWの補助
（FIT/FIP制度を利用しないこと、自家消費割合が一定（家庭:30%、業務:50%）以上であること等）
- ・ 蓄電池：導入費用の3分の1（パネルと併設に限る）
- ・ 令和6年度から、太陽光発電設備の最大限の設置を促進するため、再エネ設備の設置義務が課されていない既存建築物や小規模建築物（戸建て住宅を除く）にも対象を拡大

【実績】

	2022	2023
太陽光発電設備	4件 53.1kW	13件 335.5kW
蓄電池	1件 11.2kWh	1件 7kWh

取組の強化・拡充に向けた検討状況

■ 特定事業者における取組の促進

- ・ 特定事業者については、令和3年度施行の条例改正により、目標削減率の強化等を実施。この間、取組・削減は着実に進んでいる。

⇒自主的な取組が更に進むよう、重点対策項目の見直しや、再エネ電気の導入を評価する仕組みの構築など、意欲的な企業の取組努力が更に評価される仕組みを検討中。

<参考>

➤ 温室効果ガス排出実績（第四計画期間：令和2～4年度）

部門	事業者数 (者)	温室効果ガス排出量（万トン-CO ₂ ）		基準年度排出量からの増減割合（%）
		基準年度(H29～R1)	排出量実績(R2～R4)	
業務部門	83	103.7	96.7	▲ 6.7
産業部門	32	44.5	38.3	▲ 13.9
運輸部門	21	19.6	17.2	▲ 12.3
合計	136	167.8	152.2	▲ 9.3

※第四計画期間（令和2～4年度）において、全ての部門で目標削減率（運輸▲1%、産業▲2%、業務▲3%）を超えた削減が行われており、自主的な削減取組が進んでいる。

取組の強化・拡充に向けた検討状況

■ 特定事業者における取組の促進 <続き>

<参考>

○ 事業者排出量削減計画書・報告書の作成、提出義務の概要

- 対象事業者：年間エネルギー使用量が原油換算1,500kL以上、市内登録車両トラック・バス100台以上 等
- 3箇年度で1計画期間の制度。初年度に計画書、次年度以降に毎年度報告書を提出。
- 3年平均削減率目標：運輸▲2%、産業▲4%、業務▲6%
※第五計画期間（令和5～7年度）から目標削減率を前計画期間の2倍に引き上げ

○ 優良事業者の表彰

- 3箇年度の報告書の内容を基に総合評価（S、A、B、C、Dの5ランク。目標削減率達成の場合はS又はA評価）を行い、公表。S評価の事業者のうち、特に優れた事業者を、特別優良事業者又は優良事業者として表彰。
- 総合評価において、「重点対策項目」に取り組むことが加点要素となっている。

現在の重点対策項目：①サプライチェーン排出量算定の実施、②気候変動イニシアティブへの参画、③サステナブルファイナンスの実施、④ユーザー/サプライヤーと連携した廃棄物の減量化・リサイクルの推進、⑤自家消費型再エネの活用に向けた蓄電池・EMSの導入、⑥再エネ需給バランス調整への寄与、⑦自動車由来の温室効果ガス排出削減に係る取組の実施、⑧効率性の高い建築物の導入

○ 特定事業者に対する、その他の義務

- 新車購入時の2/3以上のエコカー導入
- 環境マネジメントシステムの導入

取組の強化・拡充に向けた検討状況

■ 中小事業者における取組の促進

- ・ 令和4年度から、準特定事業者を対象としたエネルギー消費量等報告書制度を開始。当該制度の強化等をはじめ、中小事業者の更なる削減取組を促進する必要。

⇒フィードバック時期の改善による補助金等の既存施策との接続強化やフィードバック内容の見直しによる自主的な取組の促進、削減に意欲的な事業者などへの省エネ診断やZEB化可能性調査の受診推奨などのプッシュ型アプローチの強化を検討中。

<参考>

○ エネルギー消費量等報告書の作成、提出義務の概要

➤ 対象事業者

1,000㎡以上の事業用建築物の所有者（市内約1,900件）

➤ 電気やガス等のエネルギー消費量、省エネ・再エネ等に係る取組の実施状況について毎年度報告。

➤ 京都市から、CO2排出量や同種事業者排出量との比較、お勧めの取組等について、フィードバックを実施。



フィードバック

取組の強化・拡充に向けた検討状況

■ 市民・家庭における取組の促進

- ・ 家庭部門のエネルギー消費量は長期的に横ばい傾向。市民一人ひとりの環境意識の向上とともに、実際のアクションに繋げていただくことが重要。

⇒市民のアクションを後押しするサービス・製品を提供する事業者はじめ、各ステークホルダーとの連携により、市民・事業者・行政が交ざり合う協働の取組強化を検討中。

<参考>

○京都発脱炭素ライフスタイル推進事業

- 2050年の脱炭素社会に向けて、市民一人ひとりが自分らしい脱炭素型のライフスタイルに転換していただくための仕組みを作るチーム「2050京創ミーティング」を発足
- 京都発脱炭素ライフスタイルの2050年のビジョン、2030年までのアクションリストを策定、それらに基づき、市民が自らアクションを実践するためのプロジェクトの創出・実証

(令和6年度は13件のプロジェクトが実証中又は実証終了)

※代表的なプロジェクト

プロジェクト名	内容
使用済衣服の回収&循環プロジェクト 「RELEASE⇔CATCH」「循環フェス」	使用済衣服の回収BOXを設置し、地域内でリユースする仕組みを創出することで、リユース衣服を利用する若者カルチャーを醸成する
つながりを感じられる住まいづくり (京都の冬は寒くないプロジェクト)	京都精華大学学生寮「木野寮」で、高校生・大学生が、地域の企業や工務店と連携し断熱ワークショップを開催
環境負荷の見える化プロジェクト 「デカボスコア」	商品のCO2排出量の削減効果(デカボスコア)を算出し、ホームページ等で発信

取組の強化・拡充に向けた検討状況

■ 運輸部門における取組の推進

- ・次世代自動車の普及は国の普及目標等も踏まえると目標達成が視野に入るが、更なるEV・PHVの普及に向けては充電設備の設置拡大が必要。

⇒充電設備の設置促進のため、将来に備えた準備を含め、メリットを解説した導入ガイドや整備マニュアルの作成・啓発、民間事業者との連携による市有施設への設置拡充を検討中。さらに、市内の設置状況を注視しつつ、更なる設置促進に向けた施策の検討。

<参考>

○市内の次世代自動車の普及率

	2018	2019	2020	2021	2022	2030目標
次世代自動車	17.6%	19.6%	23.3%	24.3%	27.6%	50.0%
EV・PHV	0.42%	0.45%	0.49%	0.56%	0.76%	

○市内の公共用充電設備の口数

	2020	2021	2022	2023	2024	2030 取組目安
急速充電器	55	55	70	89	99	300
普通充電器	270	235	244	253	285	1,700

国の次世代自動車の普及目標など

- ・乗用車
2035年までに、新車販売で電動車100%を実現
- ・商用車（小型車）
新車販売で、2030年までに電動車20～30%、
2040年までに電動車・脱炭素燃料車100%
- ・商用車（大型車）
2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、
2030年までに2040年の電動車の普及目標を設定

※ FCV（水素基本戦略による）

乗用車に加え、FCVの特性が活かされやすい商用車分野に取組を重点化

取組の強化・拡充に向けた検討状況

■住宅の再エネ導入・省エネ化の促進

- ・ 新增築については、令和7年4月以降、全ての住宅・非住宅について、省エネ適合義務が課される中、既存建築物の省エネ化が特に課題。

<参考>

(令和6年度補正予算) 賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進事業 ～関連予算案を市会提案中～

- ・ 賃貸住宅の所有者等が備え付けている家電（エアコン）を対象に、省エネ性能が高い機器への買換えを支援するとともに、住宅の省エネ性能の表示（省エネ部位ラベル）を促進することにより、電気代の軽減やCO₂排出量の削減を推進する。

■中小事業者を対象とした省エネ診断の充実

- ・ 省エネ診断について、省エネ・高効率化だけでなく再エネ導入可能性も一体的に診断する、トータルプロデュース化。

■ペロブスカイト太陽電池など新技術の活用・促進

- ・ 開発、実装化のスケジュール、費用対効果を踏まえたうえで、市有施設を含めた導入の在り方について適宜検討。

■各種補助制度の継続・調整

- ・ 現在活用している国交付金の受取は、概ね令和8年度・9年度に終了。

(参考) 令和7年度の主な関連予算(案)

○環境問題への関心を高める探究学習の推進【新規】	2,800千円
・若者向け探究学習プログラムの開発	
・「KYOTO地球環境の殿堂」未来会議	
○地球温暖化対策条例の推進	14,419千円
・京都気候変動適応センターの運営 など	
○京都市脱炭素先行地域創出事業	663,000千円
○重点対策加速化事業	109,265千円
・建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業	
・中小事業者の高効率機器導入促進事業	
○再エネの普及拡大と省エネの推進	76,760千円
2050年CO ₂ ゼロをめざす再エネ最大化アクション	
・住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業 など	

(参考) 令和7年度の主な関連予算 (案)

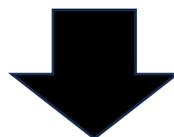
○市民による地球温暖化対策の推進	53,405千円
・脱炭素ライフスタイル推進事業	
・「エコ学区」ステップアップ事業	
・こどもエコライフチャレンジ推進事業	
○事業者による地球温暖化対策の推進	12,260千円
・事業者の温室効果ガス排出量削減に向けた対策	
○運輸部門における地球温暖化対策の推進	6,203千円
・電気自動車等の次世代自動車普及促進事業	
○国際的な地球温暖化対策の推進	15,135千円
・「K Y O T O地球環境の殿堂」国際会議 など	
○京（みやこ）エコロジーセンター運営	166,309千円

(5) 国内外の動向を踏まえた、 削減目標の在り方の検討

本市の直近の目標設定

令和2年度の条例改正及び現計画策定以前

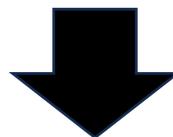
2030年度までに温室効果ガス排出量40%削減（1990年度比）



令和2年度の条例改正及び現計画策定

2030年度までに温室効果ガス排出量40%以上削減（2013年度比）

令和3年4月 国において「2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことを表明
同年 6月 「脱炭素先行地域」の創出をはじめ、様々な取組を掲げた「地域脱炭素ロードマップ」が取りまとめられる。



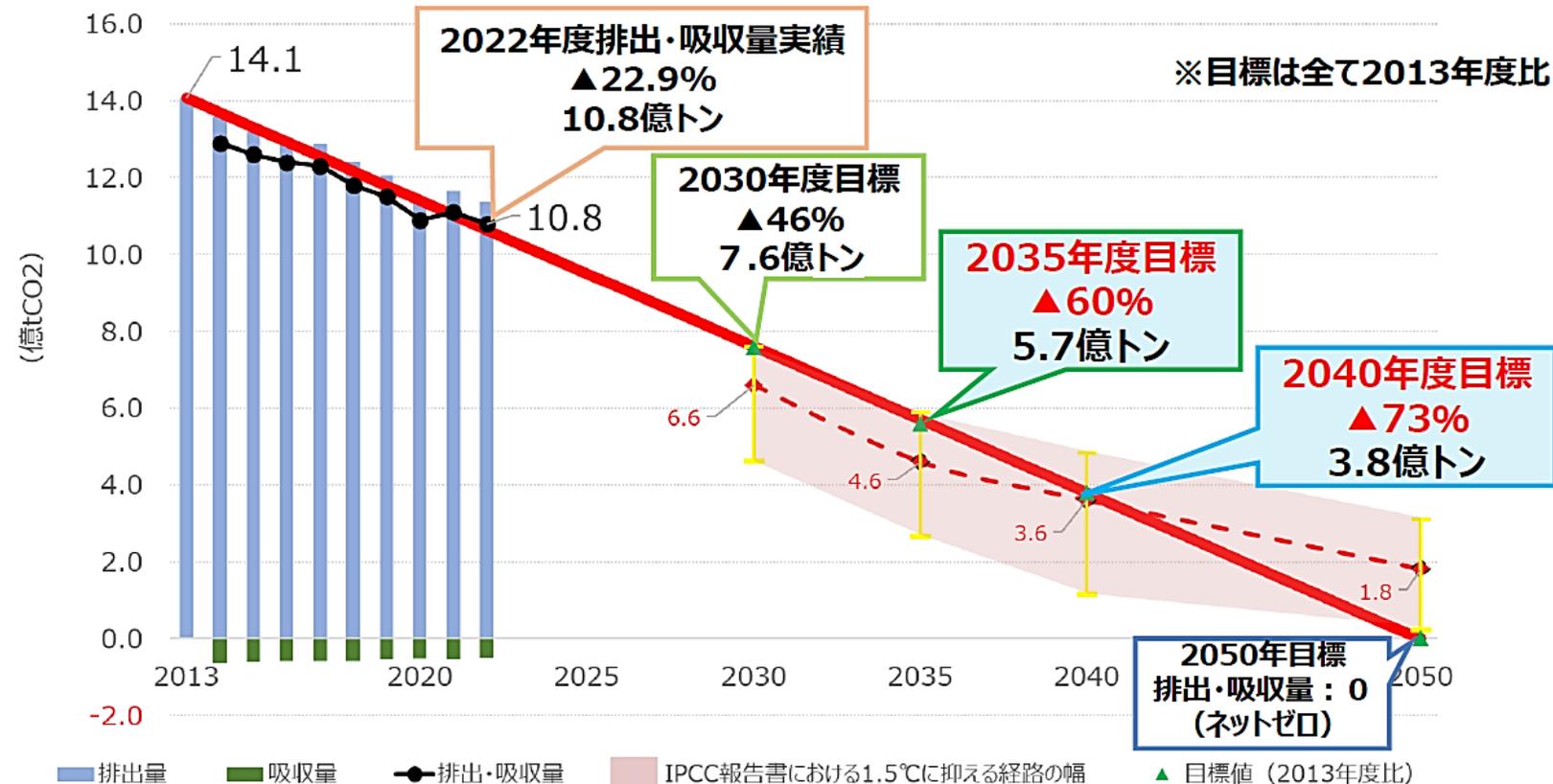
令和3年9月30日 表明

2030年度までに温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）

(参考)国の次期削減目標 (案)

次期削減目標 (NDC)

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネットゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に統合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



第52回地球温暖化対策
推進本部
(令和6年12月27日開催)
資料から引用

(6) 今後のスケジュール

今後のスケジュール（予定）

<温暖化対策計画>

<環境基本計画>

令和6年度

9月

推進委員会

11月

推進委員会

評価研究会(WG)
並行して開催
(5回程度)

2月

令和7年度

4～5月頃

推進委員会

7～8月頃

推進委員会

秋頃

検討内容を答申に反映

答申

(以降)

市会報告、パブリックコメントの実施

3月頃

計画改定（中間見直し）

次期計画策定

諮問

策定検討部会